

オフセット・プロバイダー基準

平成 25 年 3 月 21 日 (Ver.1.1)
カーボン・オフセット制度運営委員会

第 1 章 総則

1.1 目的

オフセット・プロバイダー基準（以下「本基準」という。）は、カーボン・オフセット制度実施規則（平成24年5月17日環境省。以下「実施規則」という。）に基づき、認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下「クレジット」という。）の取引事業者の活動の透明性を確保することにより、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及を図るため、オフセット・プロバイダープログラムの実施に当たり必要な要求事項及び手続等を定めるものである。

1.2 用語の定義

本基準において使用する用語は、本基準において特別に定める場合を除き、実施規則において使用する用語の例による。

1.3 基準の改訂

基準改訂に当たっては、改訂された基準を公表する日を改訂日とし、基本的にはバージョンを 1 単位（例：Ver1.0から2.0）繰り上げることとするが、制度管理者により改訂が軽微であると判断された場合はバージョンを0.1単位（例：Ver1.0から1.1）繰り上げることができる。

改訂後の基準において特別に定める場合を除き、改訂日から半年間は、オフセット・プロバイダープログラムへの参加を申請しようとする者（以下「申請者」という。）の選択により改訂前の基準又は改定後の基準のいずれかを適用することができる。ただし、既に予備審査機関により受理されている申請については、申請時点における基準を適用することができる。

第 2 章 要求事項

2.1 申請

本基準に基づき、申請者は、別に定める様式に従い、取引状況報告書を作成し、本制度において認められた予備審査機関による予備審査を受けなければならない。申請者は、予備審査機関により発行された予備審査報告書を添えて、カーボン・オフセット制度登録認証委員会（以下「登録認証委員会」という。）に申請を行わなければならない。

2.2 申請者の要件

申請者は、申請時点において第三者に対して自らがクレジットの調達及び移転を行った実績が 2 件以上あり、かつそれらの実績を証明しなければならない。

2.3 要求事項

申請者は、オフセット・プロバイダープログラムによる審査を受けたオフセット・プロバイダー（以下「プログラム参加者」という。）として認められるうえで、以下の2.3.1から2.3.5に定められた要求事項を満たさなければならない。

2.3.1 組織体制

申請者は、その組織において次の事項を実施していなければならない。

- ① 経営戦略・経営計画が明確となっており、オフセット・プロバイダー事業の位置付けが明確であること。
- ② 銀行による与信枠供与等の信用管理が行われていること。
- ③ リスク軽減に対する保険加入又は損害保険への付保等、リスク担保措置を講じていること。
- ④ 案件管理・クレジット管理・職員権限管理・資金管理・会計処理等、職務分掌による権限者が明確になっており、責任分担がなされていること。
- ⑤ クレジット管理面及び営業面に関する業務フロー・業務マニュアルが整備・実施され、業務の標準化が行われており、かつ状況に応じた改訂プロセスが整備されていること。
- ⑥ クレジット管理者と営業担当者が別の者であること、又はクレジット管理者と営業担当者を兼任する場合であっても牽制機能の働く仕組みを有していること。

2.3.2 財務管理

申請者は、その組織のオフセット・プロバイダーとしての業務の範囲において次の事項を遵守していなければならない。

- ① 会計上の不正行為が行われていないこと。
- ② 取引が適切な期間に計上されていること。
- ③ 銀行口座上の取引情報と売掛金の情報が、営業実績と一致すること。また、クレジットカードを利用している場合は、クレジット会社からの入金、顧客のために調達したクレジットの購入費として経理上適切に充当されていること。

2.3.3 クレジット管理

申請者は、クレジット管理において次の事項を遵守していなければならない。なお、オフセット・プロバイダープログラムにおいて審査を受ける対象となるクレジットは、カーボン・オフセット第三者認証基準におけるカーボン・オフセット認証及びカーボン・ニュートラル認証の対象となるクレジットとする。

- ① クレジット在庫が不足する場合に備えて、クレジット調達計画が定められていること。
- ② 信託受益権やクレジットという形態を取らず、温室効果ガス排出削減・吸収量を環境価値として扱っている取引（例えば、植樹1本につき1t-CO₂のオフセット等）がある場合、それらがクレジットと明確に区分され、必要な管理手続が定められていること。
- ③ 定期的なクレジット無効化計画が定められていること。
- ④ クレジットを資産として管理するための帳簿（以下「クレジット帳簿」という。）を整備し、クレジット管理が行われており、各顧客にクレジットが適切に割り当てられていること。具体的には、クレジットとその用途との対応関係が以下の事項を含むクレジット帳簿として管理され、その運用状況がクレジットを記録する電子的な登録簿（例えば、国別登録簿）等と照合可能となっていること。

(ア) クレジットの種類、クレジットが創出された制度で指定されているシリアル番号、数量、プロジェクトの種類、プロジェクトの実施場所

(イ) クレジットを管理する口座における保有、償却、取消し、無効化の日付

(ウ) 自社の目標達成、カーボン・オフセット等のクレジットの使途（対象商品等、数量、製造番号、使用時期、使用した制度名等の情報を含む。）

(エ) 調達したクレジット量と使用したクレジット量の把握

(オ) クレジットが創出された制度により発行される無効化が完了したことを証明する書

類（例えば、無効化証明書）の有無

(カ) クレジット帳簿の管理者、記入者以外の者による点検記録、頻度

なお、クレジットに対応する環境価値の帰属者が当該クレジット保有者と異なる場合の環境価値帰属者情報の取扱いに留意すること。

- ⑤ 1 t-CO₂よりも小さい単位（例えば、kg-CO₂換算）で取引を行っている場合、クレジット帳簿において当該単位での管理番号が付与されていること。
- ⑥ クレジットの無効化に際しては、1 t-CO₂に対する切上げ措置がなされていること。
- ⑦ オフセット・プロバイダーとしての業務のためのクレジットと、申請者自らが活用するためのクレジットとの区分管理が行われていること。
- ⑧ 2.3.4で定める案件管理表とクレジット帳簿の突合により、次の要件を満たしていることを確認できること。
 - (ア) 「販売量＋無効化量（±仕掛量：案件管理表において調達・受注したクレジットの量として計上されているが、販売量や無効化量に数値として含まれていないクレジット量）」
 - (イ) 「現在庫＝前期末在庫＋調達量－販売量－無効化量（±仕掛量）」となっていること

2.3.4 営業管理

申請者は、営業管理において次の事項を遵守してなければならない。

- ① 見積書及び請求書並びに申請者が独自で発行している報告書（例えば、算定報告書）、証明書（例えば、カーボン・オフセット証明書）及びラベル等（以下「成果物」という。）の発行権限が明確にされていること。
- ② 営業に係る代理店を設置している場合、代理店における営業状況を確認できる体制になっていること。
- ③ 営業担当者は顧客に対し、クレジットに係るリスクを説明すること。
- ④ 申請者は顧客に対し、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（平成20年2月7日環境省）や「カーボン・オフセットの対象活動から生じる温室効果ガス排出量の算定ガイドライン」（平成23年4月環境省）への準拠していることを明示すること。さらに、顧客に対し、排出削減努力の重要性及び不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令順守の必要性を、明示することが望ましい。
- ⑤ 各担当者間の意思疎通を図るための工夫・仕組みが構築されていることが望ましい。
- ⑥ 契約内容における解約条項が整備されていることが望ましい。
- ⑦ 以下の事項を含む案件管理表が作成され、成果物と突合し、管理案件の網羅性・統一性が確保されていること。なお、案件管理表とクレジット帳簿は各々の要素に漏れがない限りにおいて、1つの帳簿として運用することを妨げない。
 - (ア) 調達・受注・販売したクレジットの量、日付及び各取引先名
 - (イ) 成果物の発行の有無とそれらの管理番号・取引先・発行日等
 - (ウ) 請求額・入金額・振込銀行名等
 - (エ) 案件管理表の管理者、記入者以外の者による点検記録、頻度
- ⑧ 職務分掌上、2.3.4の営業管理の管轄部署とクレジットを資産として管理する財産管理部署が異なる場合、案件管理表と財産管理部署における販売管理情報の突合が可能であること。

2.3.5 情報管理

申請者は、情報管理において次の事項を遵守してなければならない。

- ① 個人情報・経営情報漏えい対策を実施していること。
- ② 文書管理・情報管理規程が整備・実施されていること。
- ③ 顧客からの問い合わせや苦情処理の際のフロー・体制・責任者が明確になっていること。
- ④ 苦情処理の手続に関する文書が整備されていること。
- ⑤ 苦情処理の対応が記録されていること。

第3章 審査及びその効果

3.1 予備審査

3.1.1 に定める要件を満たし、登録認証委員会により登録された予備審査機関が、申請者が作成した取引状況報告書に記載された取組が第2章の要求事項のそれぞれを満たしているかについて予備審査を行う。

予備審査機関は、申請者からの依頼に応じて予備審査を行い、申請者の取組が第2章の要求事項のそれぞれを満たしているかを確認の上、別に定める様式に従い、予備審査報告書を発行しなければならない。

予備審査においては、書類審査や証拠書類の確認、電話等によるインタビューを行うとともに、少なくとも1回は事務所訪問による実地審査を行わなければならない。

3.1.1 予備審査機関の要件

予備審査機関は、以下のいずれかの要件を満たす機関でなければならない。

- ① 公認会計士法に基づき設立され、上場会社との監査契約を締結している監査法人又は当該監査法人と資本関係を有する機関。
- ② IAF (International Accreditation Forum) のMLA (Multilateral Recognition Arrangement) に署名している認定機関からJIS Q 14065 (温室効果ガス—認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項)における認定を取得している機関又は当該機関と資本関係を有する機関であり、かつJIS Q 17021:2011 (適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項)における認定を取得している機関又は当該機関と資本関係を有する機関。
- ③ IAF (International Accreditation Forum) のMLA (Multilateral Recognition Arrangement) に署名している認定機関からJIS Q 17021:2011 (適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項)における認定を取得している機関のうち、以下のすべての条件を満たす機関。
 - (ア) 申請者との間で利益相反を生じる可能性がないこと。具体的には、以下の法人に対する予備審査を行うことはできないこととする
 - 一 当該機関と資本関係・業務委託関係等の利害関係を有する法人
 - 二 当該機関出身者が役員として在籍している法人
 - 三 当該機関役員が過去2年以上の間役員を務めていた法人
 - 四 当該機関がコンサルテーションを行っている法人
 - (イ) 公認会計士法に基づき設立されている監査法人等からの外部監査を受けていること
 - (ウ) 公認会計士法に基づき設立され、上場会社との監査契約を締結している監査法人との間で、予備審査機関として登録されている期間中に有効であるアドバイザリ契約を締結しており、必要に応じて当該監査法人が力量を有効に補うことが担保されていること。具体的には、予備審査におけるチェックリストの作成への関与や申請者に対する予備審査報告書等に対するレビュー、申請者の事務所における実地審査へ

の同行等が契約中に明記されており、それらの契約履行が確実に行われていることを証明できること

3.1.2 登録認証委員会による公表

登録認証委員会は、申請者から提出された取引状況報告書と予備審査報告書を確認し、申請者の取組が第2章の要求事項を満たしていると判断する場合には、プログラム参加者として認められたことを申請者に通知するとともに、速やかに当該申請者に係る情報を公表しなければならない。なお、公表は制度管理者の定めるウェブサイトにおいて行う。

3.1.3 プログラム参加者に対する定期的な確認

プログラム参加者は、3.2 に定める有効期間を通じて、最低半期ごとに予備審査機関による定期的な確認を受けなければならない。予備審査機関は、定期的な確認において最低半期ごとの書類審査や証拠書類の確認、電話等によるインタビューを行い、第2章の要求事項のうち、以下に定める事項について確認した上で、プログラム参加者に対し、定期確認報告書を発行しなければならない。

(ア) 2.3.2 ①②③

(イ) 2.3.3 ④⑤⑥⑦⑧

(ウ) 2.3.4 ⑦⑧

(エ) 2.3.5 ⑤

定期確認報告書の発行を受けたプログラム参加者は、当該報告書を速やかに制度管理者に提出しなければならない。制度管理者は、当該定期確認報告書の提出を受けた場合、ウェブサイトにおいて公表しているプログラム参加者の情報を更新しなければならない。

3.1.4 業務改善の指摘

予備審査機関は、予備審査期間中において申請者に対して第2章の要求事項の範囲において業務改善を促すことができる。また、予備審査機関及び制度管理者等は、プログラム参加者に対して、第2章の要求事項の範囲において業務改善を促すことができる。この場合、申請者及びプログラム参加者はこれに従わなければならない。

3.1.5 後発事象

予備審査報告書提出後、予備審査結果に重大な影響を与える可能性がある事実が検出された場合、予備審査機関は、適切な処置を検討した上で実施し、制度管理者等に報告しなければならない。

3.2 登録認証委員会の確認に基づく効果と有効期間

予備審査機関による予備審査結果を受け、登録認証委員会によりプログラム参加者と認められた申請者は、プログラム参加者として認められた日から1年間を有効期間として、「カーボン・オフセット制度におけるオフセット・プロバイダープログラムに参加」している旨の主張、及び「環境省オフセット・プロバイダープログラム参加者」といった呼称を用いることができ、誤解を生じさせない表示であることを前提に、名刺・パンフレット、封筒、広告への記載やウェブサイト、社屋入口等への掲載を行うことができる。ただし、以下のことを遵守しなければならない。

- ① 当該呼称を表すラベルを独自に作成して使用しないこと。
- ② 代理店や取引先に当該呼称を使用させたり、譲渡しないこと。

- ③ 認証、認定、登録のように、制度管理者等がプログラム参加者自体を保証しているような誤解を与える表現を用いないこと。
- ④ 3.2.3、3.2.4の規定に従って取消し又は取下げとなった後は、当該呼称を用いてはならないこと。
- ⑤ 3.2.3の規定に従って一時停止となっている場合は、一時停止が解除されるまでの間、当該呼称を用いることを差し控えなければならないこと。

3.2.1 有効期間の更新

有効期間の更新を希望するプログラム参加者は、有効期間満了日の3ヶ月前以降、予備審査機関に対して予備審査を依頼し、予備審査を受けることができる。当該予備審査は、3.1.3で定める同時期の定期的な確認を兼ねることができる。

登録認証委員会への更新申請に際しては、取引状況報告書及び予備審査報告書を添えて、有効期間満了日までに登録認証委員会に対し、有効期間の更新の申請を行わなければならない。

3.2.2 プログラム参加者が遵守すべき事項

プログラム参加者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 3.1.3に定める定期的な確認に当たって、予備審査機関に書類の提出やインタビュー、実地審査の対応等を求められたときは、予備審査機関の求めに応じること。
- ② 制度管理者等にプログラム参加に係る報告・証明等を求められたときは、制度管理者等の求めに応じること。また、制度管理者等が必要に応じて行うサンプル調査や現地確認に対応すること。
- ③ 不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、第三者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示又は表現は避けること。
- ④ 委託先等が不当又は不適正な名称使用等をするのしないよう配慮すること。
- ⑤ 環境関連法規及び消費者関連法規を遵守すること。

3.2.3 プログラム参加者の本基準遵守義務違反に対する措置

プログラム参加者による3.2.2に定める不当な表示等の疑いが判明した場合、プログラム参加者の取引状況報告書に虚偽の記載があるとの疑義を生じた場合、また、本基準に定める要求事項を満たしていない疑義が生じた場合、登録認証委員会又は制度管理者は、以下の措置を取らなければならない。なお、以下に該当する事由によりプログラム参加の取消しを受けた者は、当該取消しを受けた日から起算して2年が経過するまでは、改めて申請を行うことができない。

- ① 制度管理者は、当該事案の調査を行うため、プログラム参加者に資料の提供を求め、又はプログラム参加者の事業所等に対して必要な調査を行うこと。登録認証委員会は、プログラム参加者が当該調査に協力しない場合、プログラム参加の一時停止又は取消しを行うとともに、その事実を公表することができる。
- ② 制度管理者は、前号の調査結果に基づき、当該事由の是正を勧告するとともに、その事実を公表すること。登録認証委員会は、プログラム参加者が是正措置を講じない場合、プログラム参加の一時停止又は取消しを行うとともに、その事実を公表することができる。
- ③ 制度管理者は、プログラム参加者が違法行為を行う又は幫助する、若しくは第三者に害を及ぼす等、緊急に必要と認められる場合、直ちにプログラム参加の一時停止又は取消しを行うとともに、その事実を公表することができる。
- ④ 登録認証委員会は、是正措置に対するプログラム参加者の対応を確認し、プログラム参加の一時停止の原因となった行為が是正された場合は、その事実を公表し、一時停止の解除

を行わなければならない。

3.2.4 プログラム参加の取下げ

プログラム参加者は、制度管理者等に対し、書面により、プログラム参加の取下げを申請でき、登録認証委員会が取下げを了承した場合、当該了承日以降、3.2に定める効果は消滅する。ただし、性質上当該当該プログラム参加者が引き続き負う必要があると認められる義務についてはこの限りではない。また、制度管理者は以下に定める措置を講じなければならない。

- (ア) カーボン・オフセット制度におけるオフセット・プロバイダープログラム参加者である
と名乗っている媒体等について、プログラム参加の取下げ後1ヵ月以内にそれらの表示
を消去すべき旨のプログラム参加者に対する通知及び消去されていることの確認
- (イ) その他第三者に誤解を与えないため、制度管理者が必要と認める措置

3.3 変更等による再確認

3.3.1 変更の申請

プログラム参加者は、提供するサービスの設計又は仕様若しくは経営体制等の変更等により、本基準の要求事項を満たさなくなるおそれのある場合は、当該変更を実施する日から起算して30営業日より以前に、その理由及び変更内容を示し、登録認証委員会に変更申請を行わなければならない。

ただし、有効期間満了日の3ヶ月前から有効期間満了日までの間に、当該変更が実施される場合、変更申請を省略し、3.2.1に定める有効期間の更新の申請を変更申請に代えることができる。

3.3.2 変更の効果

プログラム参加者が変更申請を提出した後、変更を実施する日までに制度管理者等によるプログラム参加の一時停止又は取消しを受けない限り、有効期間が継続するものとして3.2に定める効果を主張することができる。

3.3.3 変更の承認

- ① 登録認証委員会は、プログラム参加者の変更申請について、本基準の要求事項を満たさなくなるおそれがあると認める場合は、プログラム参加者に対して予備審査機関による再審査の受審を指示し、その結果を踏まえ当該変更申請を承認することができる。登録認証委員会が、当該変更事由が本基準に照らし、プログラム参加者であるうえでの影響が軽微と判断した場合は、再審査を経ることなく当該変更を承認できる。
- ② 登録認証委員会は、再審査の結果に基づき、当該プログラム参加者に、是正の勧告、プログラム参加の一時停止又は取消しを行うとともに、その事実を公表することができる。

附則

1. 本基準は、平成24年10月1日から施行する。

改訂履歴

Ver.	改訂日	有効期限	主な改訂箇所
1.1	平成 25 年 3 月 21 日	—	3.1.1 予備審査機関の要件について見直しを行った。